



河川整備基本方針と河川整備計画の特徴

- **河川整備基本方針** では、河川の整備(河川工事及び河川の維持)を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川の整備の基本となる事項を定める

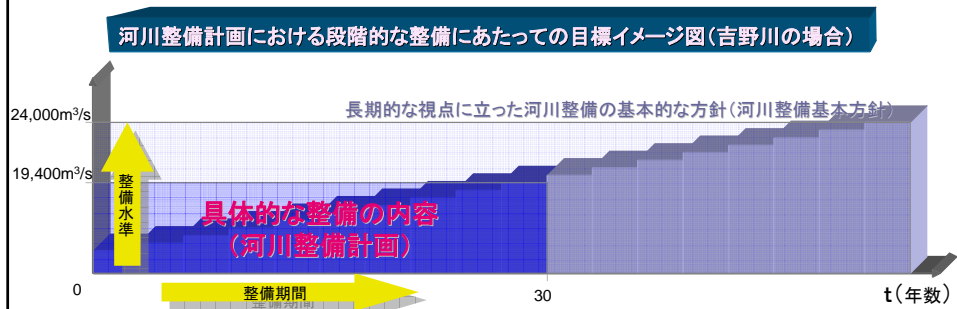
<内容>

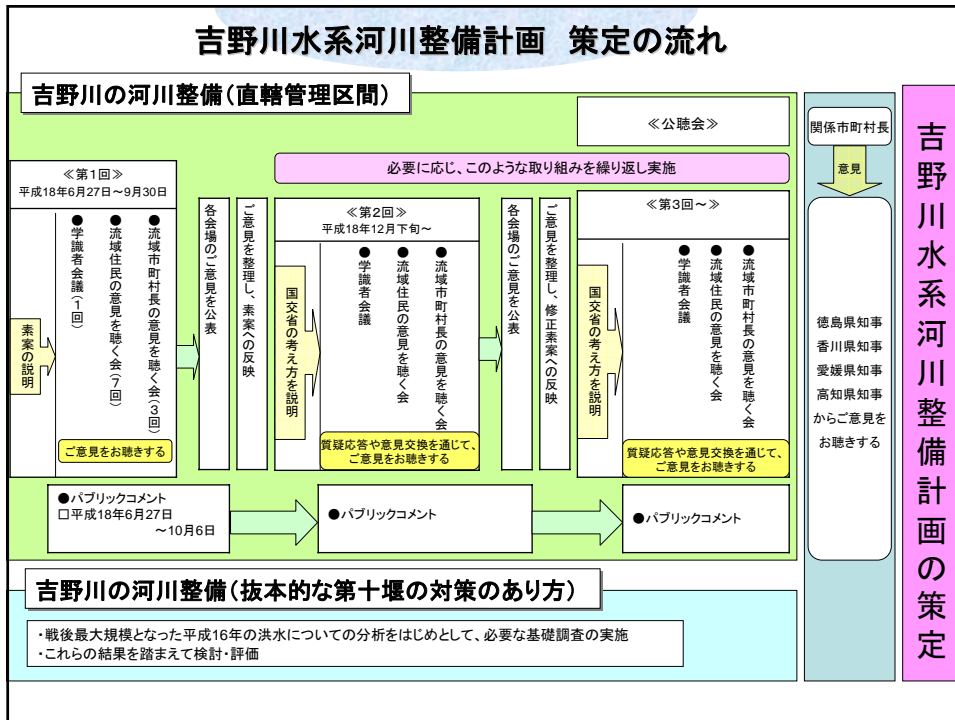
- ・長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述する(基本高水、計画高水、流量配分等)
- ・個別事業など具体的な河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述する

- **河川整備計画** は、河川整備基本方針に沿って、具体の施設の整備内容等を計画的に実施すべき区間について定める

<内容>

- ・20~30年後の河川整備の目標、個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする





ご意見のとりまとめ方法について(2)

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
共通-3 治水・利水・環境の優先順位について				
治水・利水・環境における基本理念について、優先順位を明確にするべきと思ふ。	治水・利水・環境における基本理念について、管理責任を分かつた上で、優先順位を明確にするべきかと思ふ。	河川課 河川課長	河川課長	【河川整備計画素案P50】 河川整備の基本理念は、治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。
治水・利水よりも環境にウエートを置いた整備計画が欲しい。	治水・利水・環境の優先順位を明確にするべきかと思ふ。	河川課 河川課長	河川課長	【河川整備計画素案P50】 河川整備の基本理念は、治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。
治水・利水に重点を置いた整備計画の策定を行なう。	治水・利水・環境の優先順位を明確にするべきかと思ふ。	河川課 河川課長	河川課長	【河川整備計画素案P50】 河川整備の基本理念は、治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。
治水対策と環境というのは、これからの時代においては、一緒に考えて考えなければいけない。	治水・利水・環境の優先順位を明確にするべきかと思ふ。	河川課 河川課長	河川課長	【河川整備計画素案P50】 河川整備の基本理念は、治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。
一軒家や団地の密集地域では、(重要)河川敷にまで来た。河川(河川)の4号台敷の河川敷にまで来た。河川(河川)の4号台敷の河川敷にまで来た。河川(河川)の4号台敷の河川敷にまで来た。	治水・利水・環境の優先順位を明確にするべきかと思ふ。	河川課 河川課長	河川課長	【河川整備計画素案P50】 河川整備の基本理念は、治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。
河川敷にまで来た。河川(河川)の4号台敷の河川敷にまで来た。河川(河川)の4号台敷の河川敷にまで来た。河川(河川)の4号台敷の河川敷にまで来た。	治水・利水・環境の優先順位を明確にするべきかと思ふ。	河川課 河川課長	河川課長	【河川整備計画素案P50】 河川整備の基本理念は、治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。
治水・利水・環境の優先順位を明確にするべきかと思ふ。	治水・利水・環境の優先順位を明確にするべきかと思ふ。	河川課 河川課長	河川課長	【河川整備計画素案P50】 河川整備の基本理念は、治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。治水・利水・環境の優先順位を明確にする。

河川整備計画に関する公表資料

【閲覧箇所】

国土交通省 四国地方整備局 及び 各事務所
 独立行政法人 水資源機構 吉野川局 及び 各事務所
 徳島県 県土整備部流域整備企画課 及び 各事務所
 香川県 土木部河川砂防課 及び 各事務所
 愛媛県 土木部河川港湾局河川課 及び 各事務所
 高知県 土木部河川防災課 及び 各事務所
 関係市役所・町村役場 等 60 機関



素案・考え方・ニュースレター等



吉野川情報室

【徳島河川国道事務所内】



河川整備計画に関する資料、
河道検討に関わる資料等データなど

テーマ	流域内の交流推進について	テーマ番号	共通-2
		素案ページ	105

ご意見

- 吉野川は一つの思想に立って、上流・中流・下流の交流を推し進めて欲しい。
- 災害に対して、(吉野川に関わる)地域の連携・協働のしくみをつくってほしい。
- 地域と共同で地域及び河川の特性を活かした交流ネットワークの構築を図る上での具体的な案・方法などあるのでしょうか。

吉野川現地講座



一斉水質調査



吉野川上流
親子探検隊



ふる～ぶ(広報誌)



河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度の活用





テーマ	流域内の交流推進について	テーマ番号	共通-2
		素案ページ	105

本文修正案

【河川整備計画素案P105】

5. 今後に向けて

5-1 情報の発信と共有

吉野川等の特性を活かした河川整備を進めるため、公開流域講座・現地（フィールド）講座等の開催、ホームページや広報誌等を活用して情報を発信し、流域内の相互理解を含め、地域住民と吉野川等に関する情報の共有化を図る。とともに、今後より一層地域への情報提供に努める。

また、平成12年より実施している「吉野川流域一斉水質調査」では、流域住民のみならず、ご協力いただき毎年調査し、流域内の川の水質情報の共有を図っており、さらに、「吉野川交流推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験隊」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めている。

今後も河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を積極的に活用し、地域の身近な情報を提供していただき、その情報をホームページ、広報誌等を活用して、流域の方々に発信し、地域づくり活動の連携・支援を推進するよう努める。

また、過去の災害について、地域住民と情報共有を図り、災害文化を継承できるように努める。

テーマ	今後の地域住民、関係機関の連携について	テーマ番号	共通-9
		素案ページ	105
ご意見			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「地域住民、関係機関との連携・協働」について、河川管理者と住民との綿密な協力が無いといけない。その窓口として、防災ステーションなどを利用して住民に語りかけるという姿勢を強調してほしい。 ■ 川や自然に親しむだけでなく、自然は怖いものだとことをわかってもらうことも教育の大事なものではないかと思う。 ■ 検討委員会のようなものも設け、子供が安全に遊べる川にするために出来ることを考えていただきたい。 ■ 10年後、吉野川で親子・友達の歓声が聞けるよう、吉野川の自然とともに生きる運動も重要課題です。 ■ 地域住民、関係機関との連携協働がいられているのなら、市民団体との情報交換・話し合いなどの機会をつくるべきだ。 ■ 川とのふれあいの場を、住民参加によってもっとふやしてほしい。 			

テーマ	今後の地域住民、関係機関の連携について	テーマ番号	共通-9
		素案ページ	105
石井河川防災ステーション	水辺の楽校	一斉水質調査	
			
川の情報発信	ぶぶるパークみかも(東みよし町)	水生生物調査	
			
総合学習の支援	バンブーパーク(山川町)		

テーマ	今後の地域住民、関係機関の連携について	テーマ番号	共通-9
		素案ページ	105

本文修正案

【河川整備計画素案P105】

5. 今後に向けて

5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。

また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

一方、河川は多様な生物を育む地域固有の自然公物であり、河川環境は流域環境と一連のものである。河川環境を保全していくためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用が図られている「水辺の楽校」等、地域交流拠点の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を推進し、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。

テーマ	治水施設整備に係る費用と効果について	テーマ番号	治水-4
		素案ページ	-

ご意見

- 堤防工事については費用対効果を示し、堤防を行わない案との比較も行うこと。
- 全ての工事について、工事区間(箇所)毎に工事費とその事業効果を示すこと。
- 中流の築堤より、下流の内水対策が費用対効果の面で効率的、効果的でないかと思う。内水対策をもっと積極的に推進すべきである。

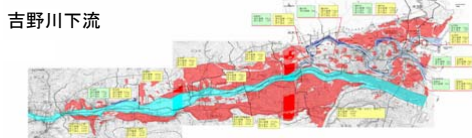
平成16年10月台風23号の実績浸水被害情報

平成16年10月(台風23号)洪水の浸水被害状況

吉野川上流



吉野川下流



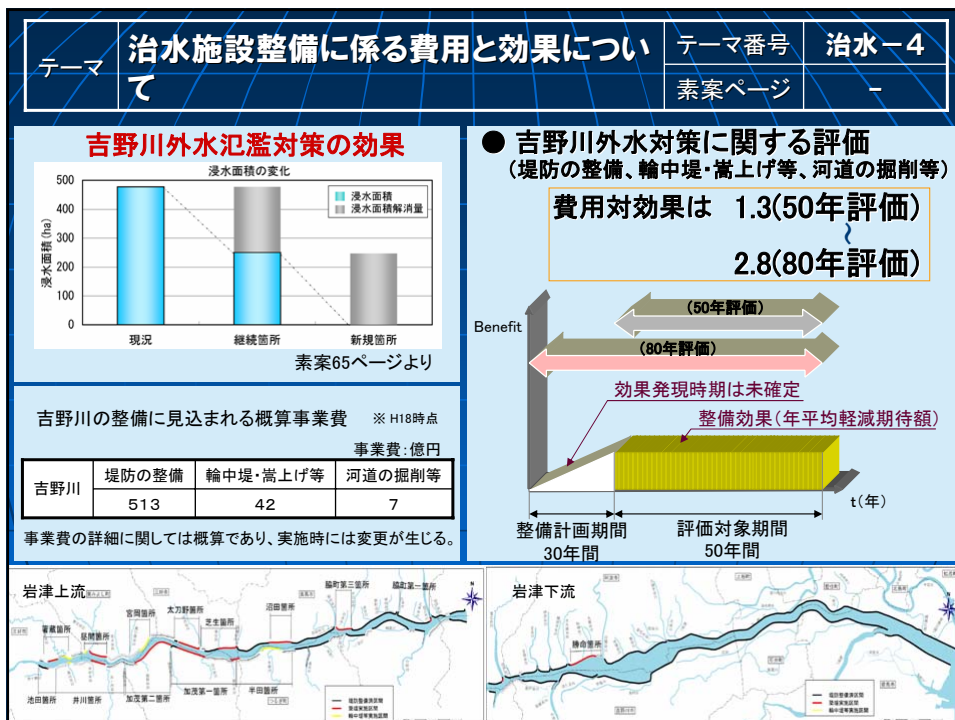
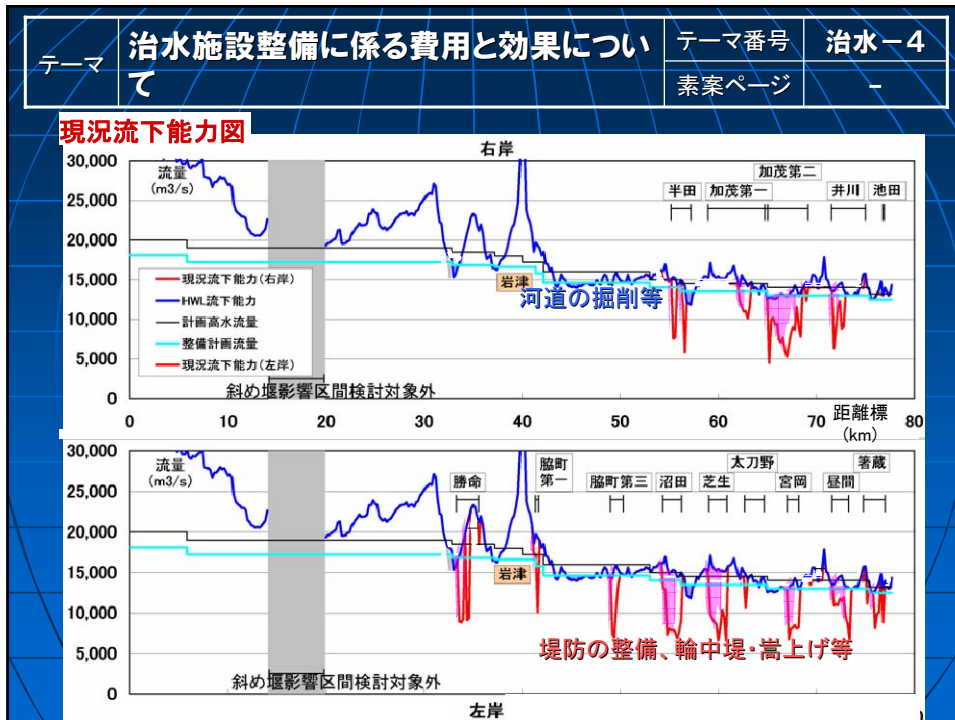
浸水実績 (H16.10洪水)



素案(コラム)7Pより

浸水痕跡マップ(徳島県)



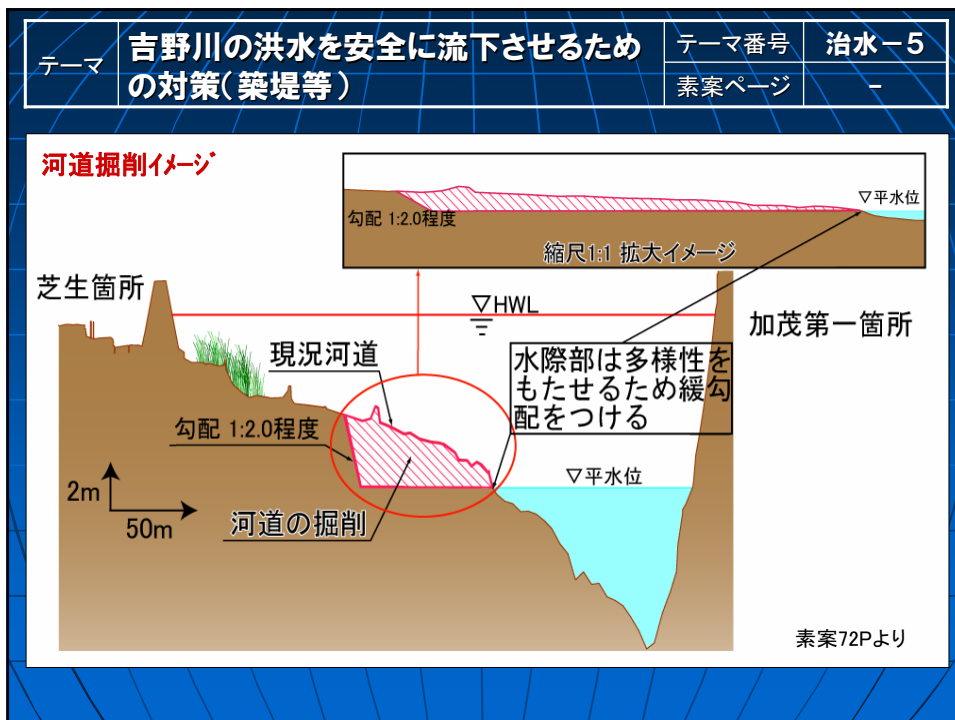
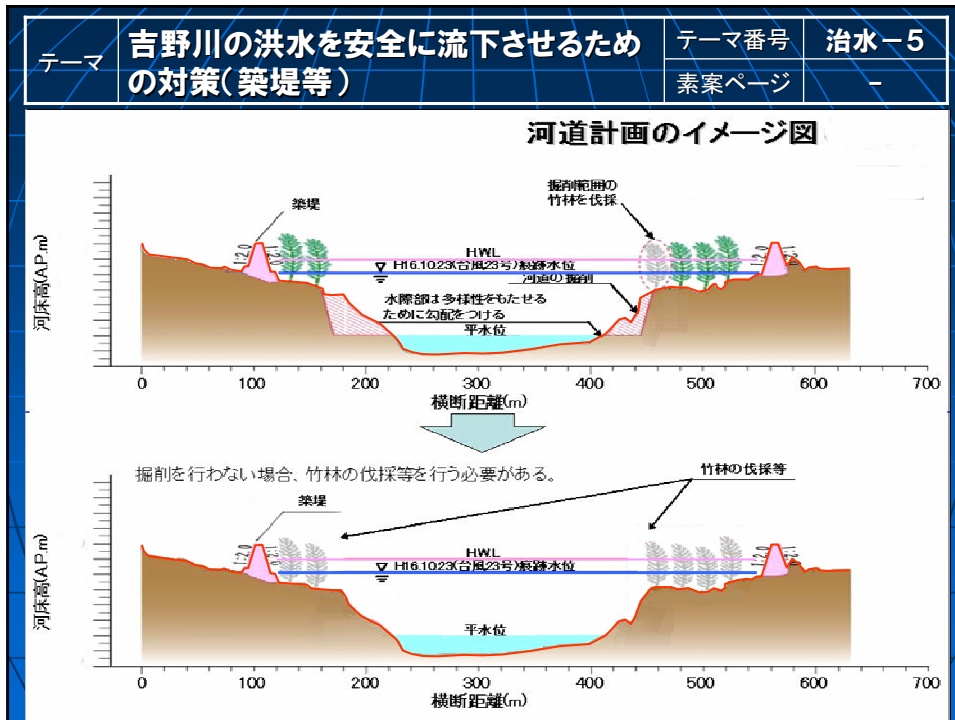




テーマ	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(築堤等)	テーマ番号	治水-5
		素案ページ	-

ご意見

- 総合治水についてあまりにも記述が少ないのではないか。
- 堤防の位置は、何案か出して、住民が納得する案を採用するようにした方がいいと思う。
- 地震と違って、水量が多くなると逃げられる。その補償金の方が、工事費とどうか？自然流の調整は不可能。
- 長い土手(多くは道でもある)を変えるのは大変だから遊水地帯を作るといのはどうか。
- 堤防位置を後退できる場所は、引いて建設し、川にあそびをもたせた方がいいのではないか。自然環境や歴史・文化的景観への配慮が必要ではないか。
- 岩津より上流を有堤化するとすれば、それは「百年河清を俟つに等し」、地下水路を建設し、幅員大なる善入寺島付近に放出する方策は如何か。
- 後生に今の美しい吉野川を残したい。堤防を造るにも環境に配慮して下さい。
- 流れを河道に押し込むという考え方以外に遊水地や竹林などのような流れをよわらせるような方法も考えるべき。
- 河畔林等を分断しない。





テーマ	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(築堤等)	テーマ番号	治水-5
		素案ページ	-

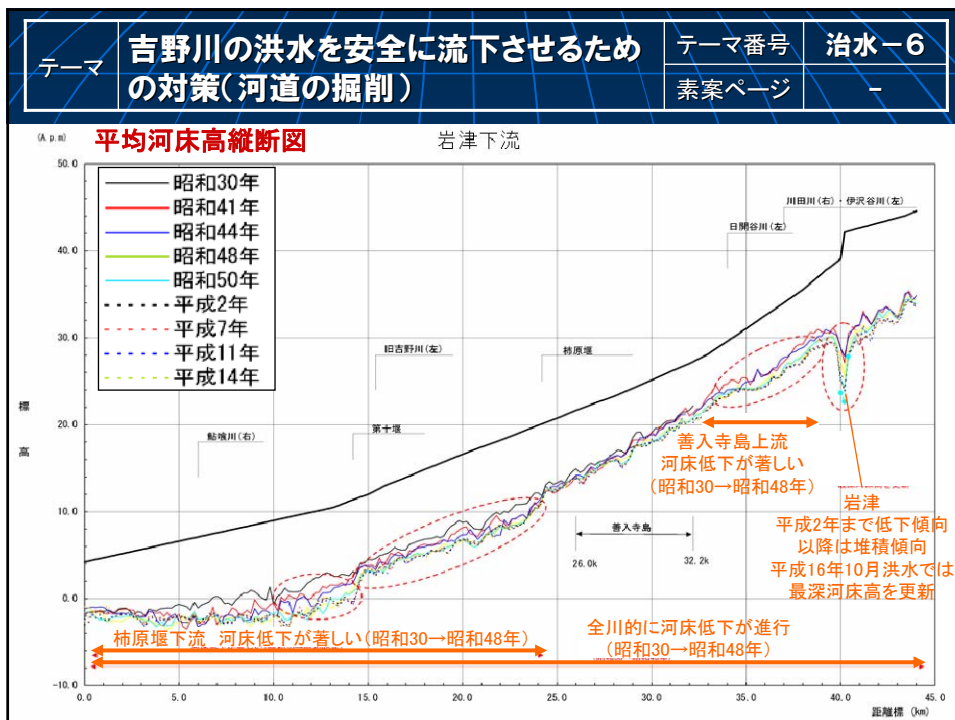
本文修正案
【河川整備計画素案P59】

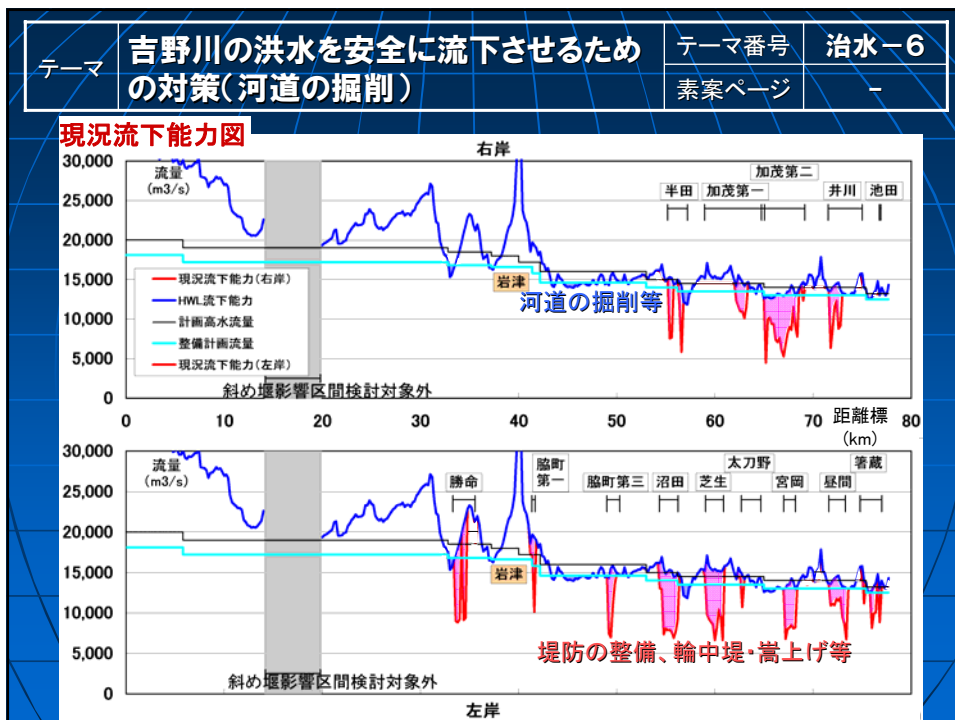
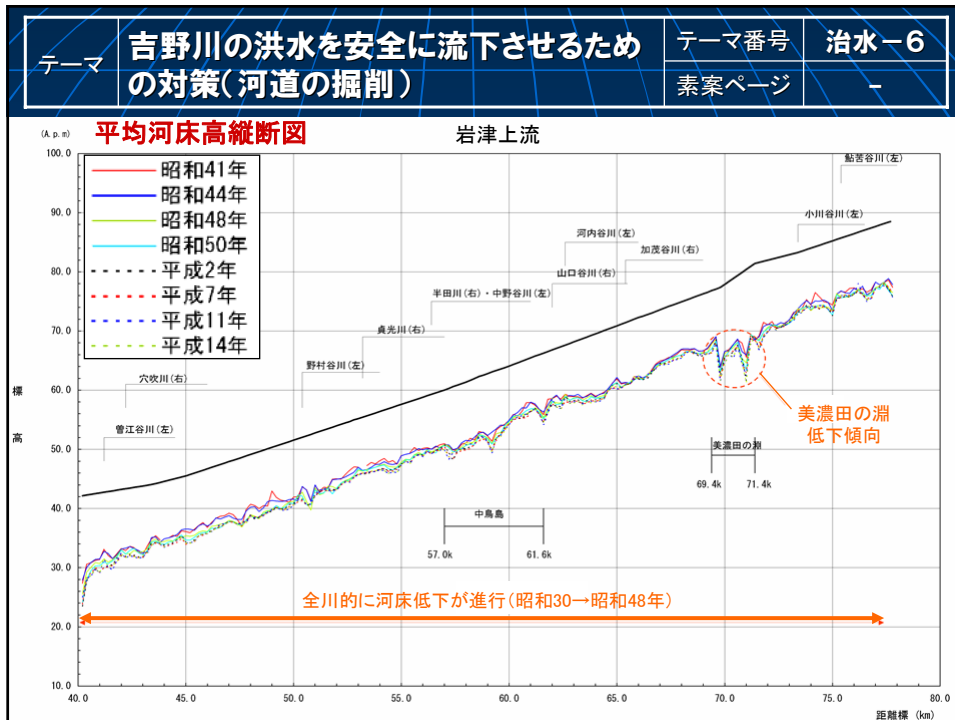
③ 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

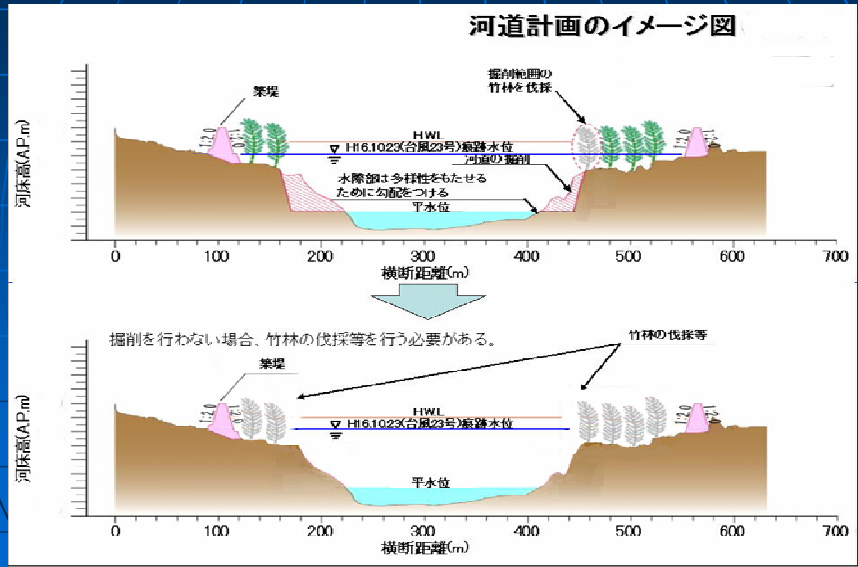
掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。

テーマ	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(河道の掘削)	テーマ番号	治水-6
		素案ページ	-
ご意見			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 現状で大水が発生した場合、どのように対処していくか。木を切るとか方法はあるが、そのような対策を全面的に推進を頂くことが、我々住民にとって、一回一回の台風や大水のときに安心ができます ■ 河道掘削によって、どの程度水位が下がるのかシミュレーションを行ってみたい。 ■ 大規模な河道の掘削が行われた場合、干潟への土砂流入の低下して干潟がやせてしまうことが予想される。 			

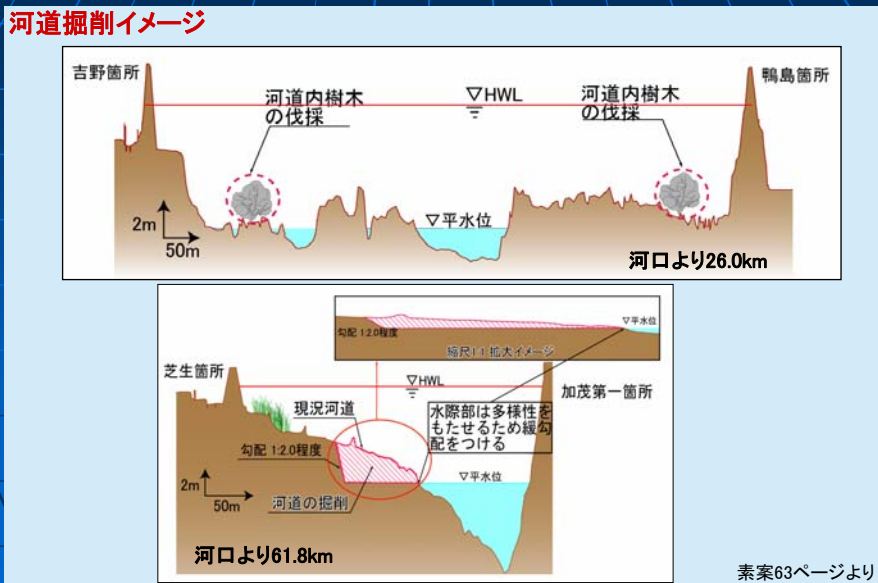


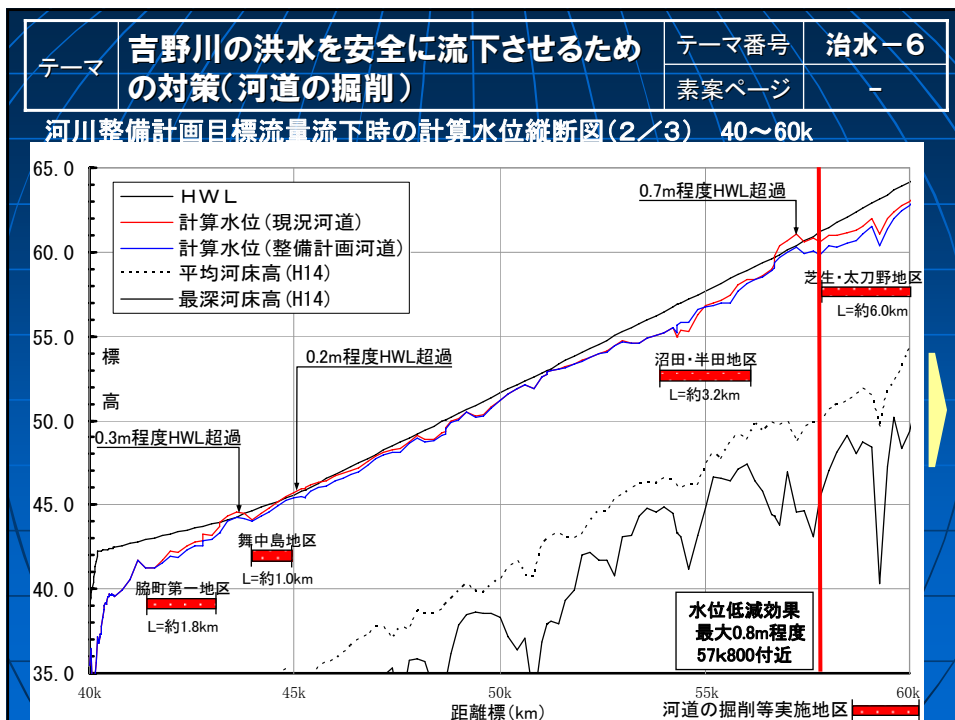
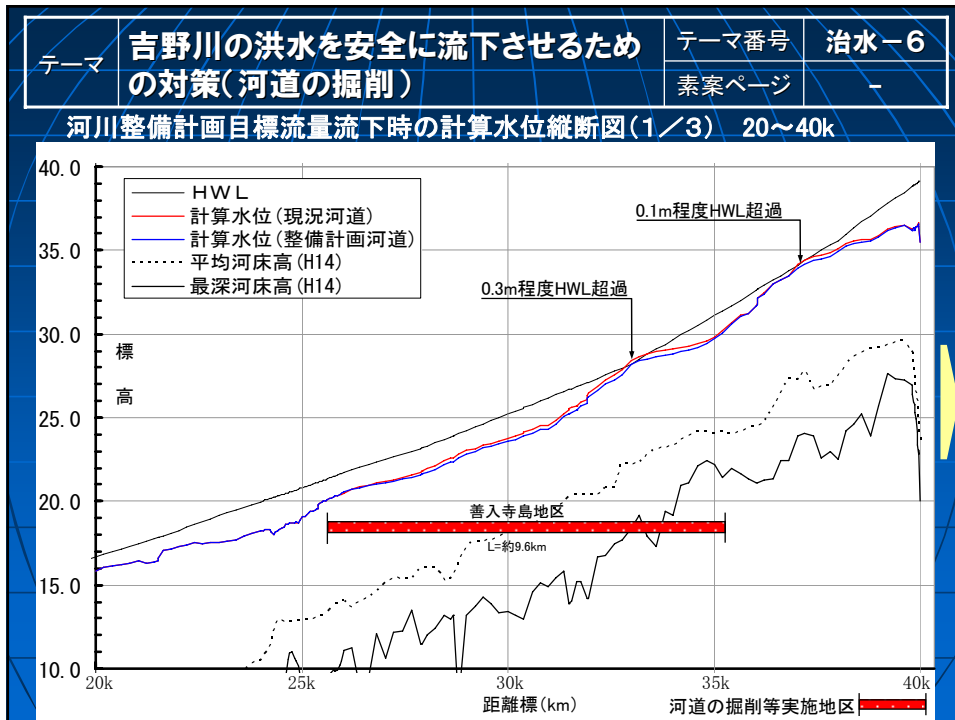


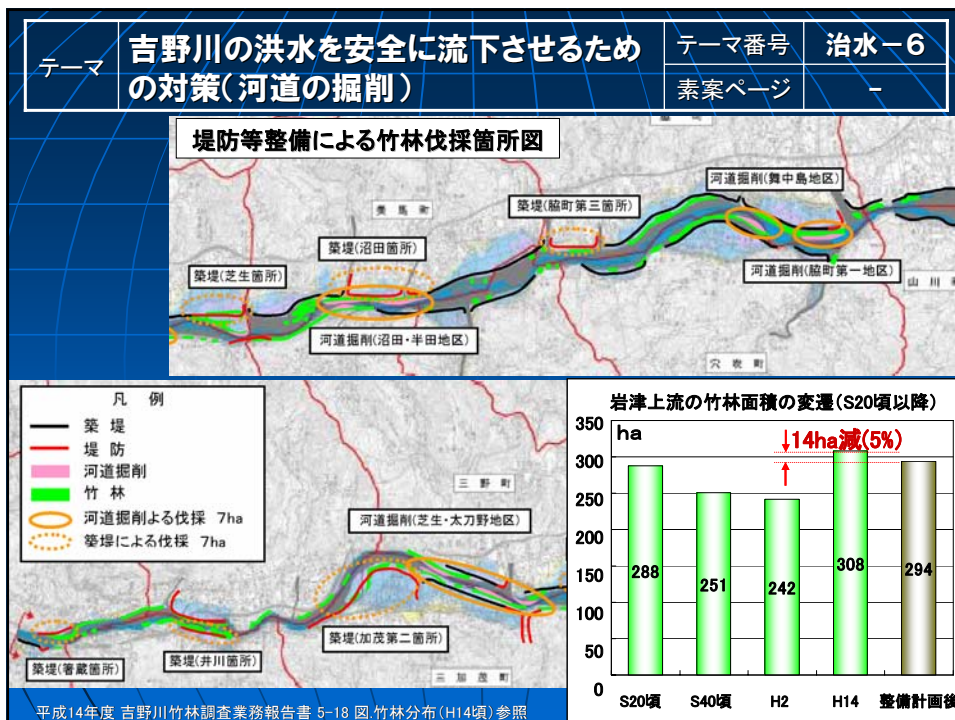
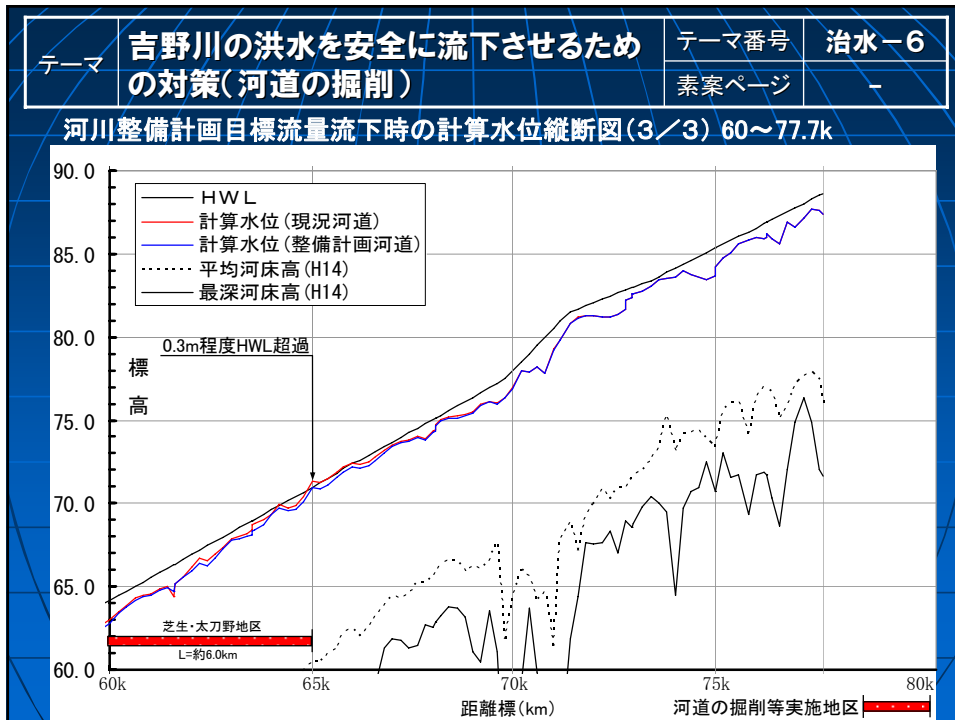
テーマ	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(河道の掘削)	テーマ番号	治水-6
		素案ページ	-



テーマ	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(河道の掘削)	テーマ番号	治水-6
		素案ページ	-







テーマ	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(河道の掘削)	テーマ番号	治水-6
		素案ページ	-

本文修正案
【河川整備計画素案P63】

③ 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくするため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。

テーマ	河川整備計画の堤防法線の位置付けについて	テーマ番号	治水-7
		素案ページ	-

ご意見

- 【素案】の堤防法線は、計画的にどれぐらい意義があるものなのですか。この法線の地域住民への説明会はいつごろするのですか。また、これは決定として説明会をするのか。

地元説明会



テーマ	岩津上流の改修による下流への影響量について	テーマ番号	治水-9
		素案ページ	-

ご意見

- 吉野川では、昔から「中流は遊水池地帯」という考えがあったが、この遊水池の意味を説明してほしい。
- 無堤地区の築堤で遊水池帯が減ってくると、下流の水位が上がってしまうのではないか。

整備計画目標流量

河川名	地点名	目標流量	既設ダムによる洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
吉野川	岩津	19,400m ³ /s	2,800m ³ /s	16,600m ³ /s	基準地点

素案54Pより

テーマ	岩津上流の改修による下流への影響量について	テーマ番号	治水-9
		素案ページ	-

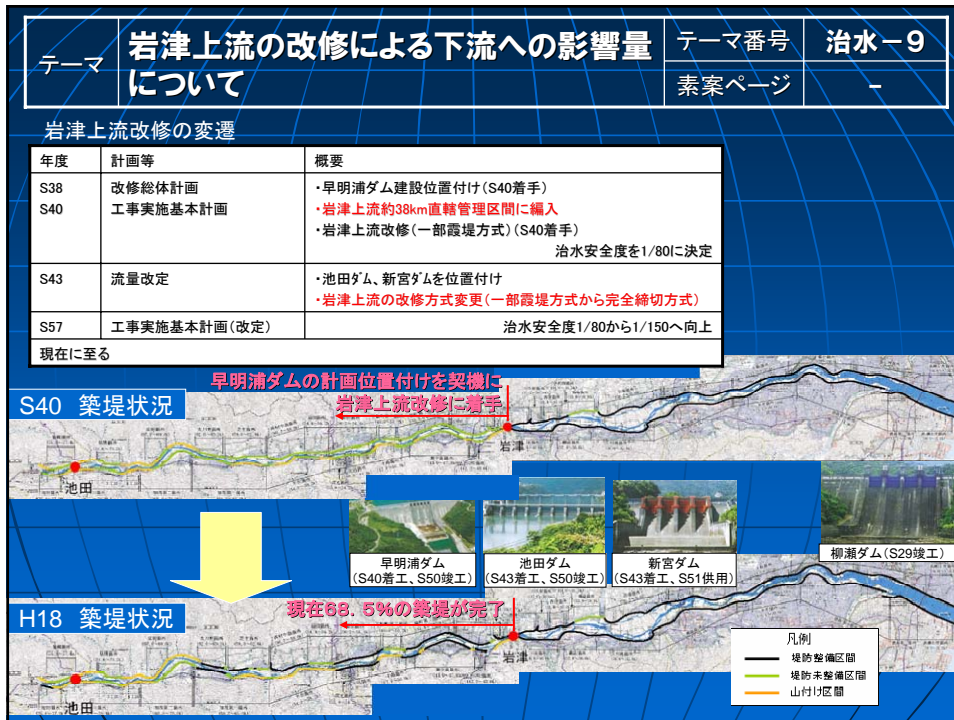
素案修正案
【河川整備計画素案P54】

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sと吉野川においては、河川整備基本方針で定めた目標に向け定められているが、その対策を完了させるには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画においては、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、外水吉野川のはん氾濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/s、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとし、この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、外水吉野川のはん氾濫による浸水被害を防止する。



テーマ	吉野川本川堤防の整備の進め方について	テーマ番号	治水-11
		素案ページ	54,59,61

ご意見

- どの地区から堤防の整備をするのか。施工順序が納得できるような形で工事を進めてほしい。
- (堤防整備の優先)順位はどのようにして決めているのか。
- 無堤地区の堤防整備を早期に実施してほしい。
(勝命、沼田、加茂第二、半田、脇町第一、芝生箇所)

テーマ	吉野川本川堤防の整備の進め方について	テーマ番号	治水-11
		素案ページ	54,59,61

■ 現在事業実施中の箇所

改修状況の情報提供(記者発表資料)

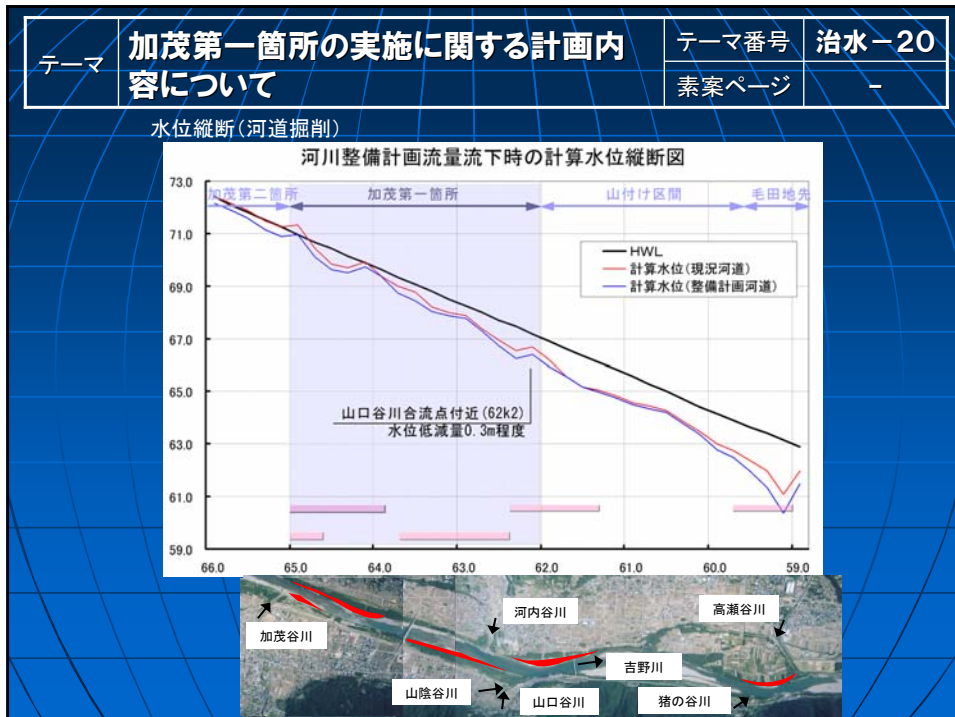
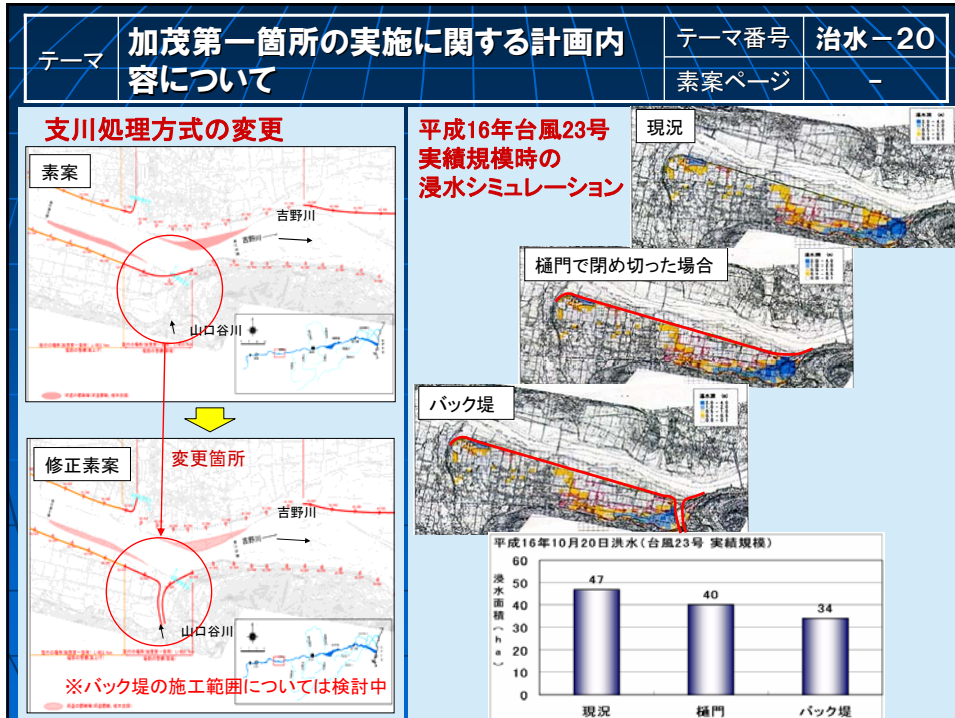
徳島河川国道事務所HP (<http://www.toku-mlit.go.jp/>)
地元説明会開催状況

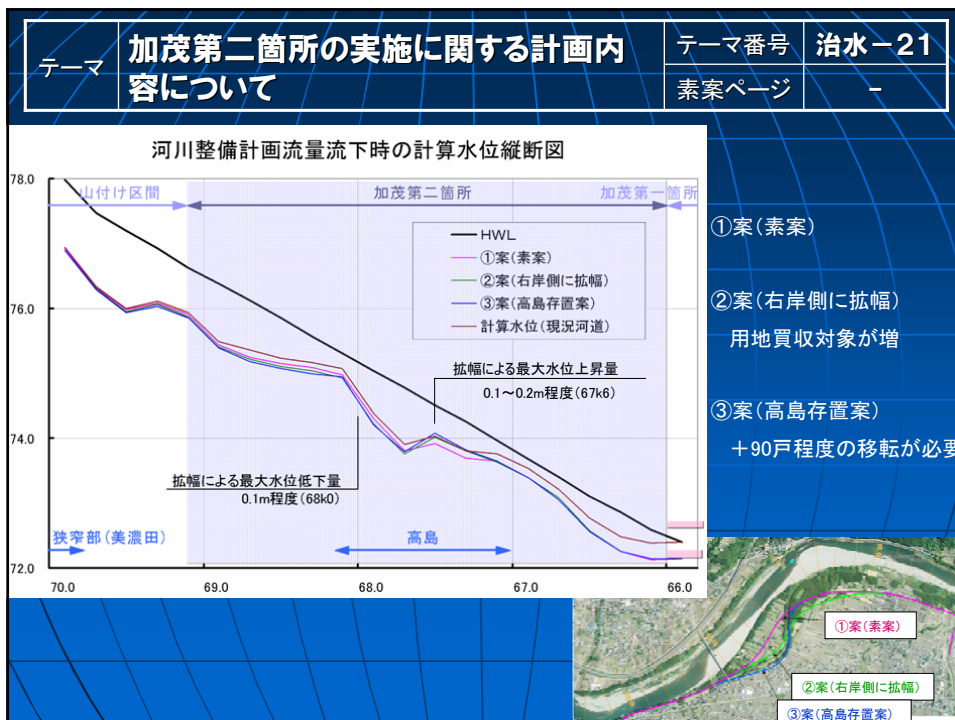
テーマ	加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	テーマ番号	治水-20
		素案ページ	-

ご意見

- 山口谷川と山陰谷川が氾濫し、内水が相当氾濫しました。その具体的な対策として、堤防をつくるのか、樋門をつくるのかをお伺いしたいと思います。
- 山口谷川合流点付近は堤防ができて、内水被害はなくならないと思います。内水被害を軽減するためには、洪水時の水位を下げるということが大事だと思いますので、河道を大きくとってほしいと考えます。
- 河道掘削を行った場合について検討する際は、水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。

加茂第一箇所





テーマ	加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	テーマ番号	治水-21
		素案ページ	-

史跡調査及び景観に及ぼす影響調査



三加茂町史によると、東みよし町加茂北村の高島(旧三加茂町)には歴史的な史跡などは記載されていない。



築堤後も樹木が堤外地側に残ることとなる。高島を分断する法線とした場合、堤内側の地形は改変されるものの、計画堤防高に対して樹木高が高いため、対岸(左岸)から見る高島の景観は改変されない。

テーマ	環境目標となる指標の設定について	ご意見番号	環境-3
		素案ページ	57

ご意見の概要

- ・何年頃(例えば昭和40年代)の吉野川を環境目標とするのか？
- ・環境保全のための数値指標を設定し、その指標によって管理してもらいたい。
- ・絶滅危惧種やアユ・モクズガニ等の生物を指標として設定してほしい。

○現時点において、「環境目標の年代設定」が困難な理由①

- ・過去の生態系に関する環境調査が不足しているため、当時の河川環境を正確に把握することが困難である。
- (河川水辺の国勢調査については、平成3年度からの実施となっている。)

テーマ 環境目標となる指標の設定について

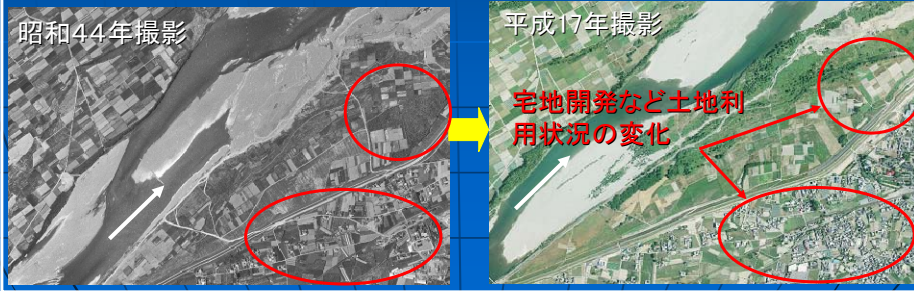
ご意見番号 環境-3
 素案ページ 57

○現時点において、「環境目標の年代設定」が困難な理由②

過去と現在では、河川を取り巻く自然環境、社会環境、人為的な条件が変化しているため、過去の状態を「目標」とするのは困難である。

- ・自然環境：降雨パターンや出水状況が変化している
- ・社会環境：周辺の土地利用状況が変化している

【社会環境、人為的な条件が変化している事例】→吉野川右岸：26k～28k付近



テーマ 環境目標となる指標の設定について

ご意見番号 環境-3
 素案ページ 57

○現時点において、「特定の生物を数値化した指標の設定」が困難な理由①

- ・河川水辺の国勢調査では、生物毎の生息数など定量的な評価が困難である。
 (吉野川・旧吉野川・今切川の代表地点で調査を実施)



河川水辺の国勢調査における調査地点(平成3年度～平成17年度)

○河川水辺の国勢調査とは

- ・河川環境の整備と保全を適切に推進するため、定期的、継続的、統一的な河川環境に関する基礎情報の収集を図ることを目的とした調査。
- ・本調査の結果は、河川に関する各種計画の策定、事業の実施、河川環境の評価などに活用。
- ・調査の項目、箇所数、季節等は、以下の表のとおり。

調査項目	実施年度	調査箇所数			調査の季節
		吉野川	旧吉野川	今切川	
魚介類	H3・H8・H13	6	2	1	夏・秋
底生動物	H3・H8・H13	7	2	1	初春・夏・冬
植物	H7・H12・H17	6	1	1	春・秋
鳥類	H4・H9・H14	7	2	1	春・夏・秋・冬
両生類・哺乳類・爬虫類	H5・H10・H15	5	1	1	
陸上昆虫類等	H6・H11・H16	5	1	1	春・夏・秋



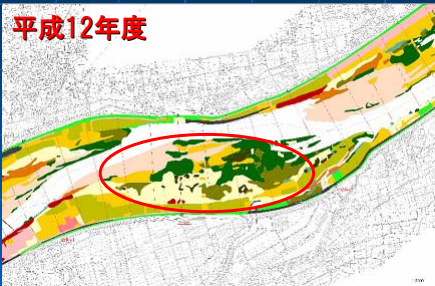
魚類調査状況(投網)



植物調査状況(群落組成の記録)

○現時点において、「特定の生物を数値化した指標の設定」が困難な理由②

- ・生物の個体数の変化要因は、人的な原因だけで変化するものではない。



平成12年度



平成17年度

平成16年度の度重なる洪水により、砂州上の植生分布が大きく変化

植生分布の変化状況

○河川環境の目標設定に関しては、今後も環境情報の蓄積等を行うとともに、具体的な指標の設定等に関する検討を進めていきたいと考えています。

テーマ	連続性の確保について	ご意見番号	環境-7
		素案ページ	44、57、 87、101

ご意見の概要

- ・上～下流の連続性だけでなく、水辺の連続性(エコトーン)の保全や、本川と支川との連続性の確保についても検討してほしい。
- ・河川の連続性の確保については、第十堰の魚道等の改善を含めること。その際、専門家や関係住民の意見を反映させること。
- ・可能であれば、移動する生物に配慮するために、池田ダムを改築し、アユ遡上のピーク時にゲートを開放するなどの対応はできないでしょうか。
- ・柿原堰の魚道は、水位変動に対応できないことや多様な流速となっていないなどの問題があることから改善してほしい。

テーマ	連続性の確保について	ご意見番号	環境-7
		素案ページ	44、57、 87、101

○水際環境の保全・再生の考え方

ヤナギ類

ヤナギの樹林化の進行により河岸が直立化

直立化した河岸

ヤナギ伐採

ヤナギ類

ツルヨシ オギ

カワラサイコ等

沈水・浮葉植物

しき河原

緩勾配の水辺を再生

ヤナギを伐採し、緩勾配の水辺(エコトーン)を再生

エコトーンの再生イメージ

テーマ	連続性の確保について	ご意見番号	環境-7
		素案ページ	44、57、87、101

○流入支川等におけるモニタリング調査の事例について

- ・流入支川、樋門等の箇所において、合流部における落差の有無等の確認を行う。



本川と支川(神宮入江川)の合流部付近



本川と支川(柿ノ木谷川)の合流部付近

テーマ	連続性の確保について	ご意見番号	環境-7
		素案ページ	44、57、87、101

○魚道の機能維持を実施した事例

- ・第十堰の魚道における段差解消(平成16年3月)



施工前

➔



施工後

- ・干潮時に魚道下流端の水面と下流側の水面との間に段差が生じ、特に魚類の遡上に支障をきたす状況となっていたことから、応急的に段差解消工事を実施。

テーマ	連続性の確保について	テーマ番号	環境-7
		素案ページ	44、57、 87、101


・池田ダムの役割





・池田ダムの魚道(階段式魚道)





テーマ	連続性の確保について	ご意見番号	環境-7
		素案ページ	44、57、 87、101

【本文修正案】

○素案P44-1 2-2-4動植物の生息・生育状況

~~吉野川には堰等の河川横断構造物においてはが複数存在しており、池田ダムまでは魚道が設置され、アユの遡上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が魚介類等の移動障害も懸念され~~ることから、魚道機能の**維持向上**に向けた取り組みが必要である。

○素案P57 3-5-2河川環境の整備と保全に関する目標

~~また、魚類等の遡上・降下~~の移動障害とな~~っている~~堰等の河川横断構造物において、~~アユの遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も~~河口から上流にかけての移動の連続性を確保するように努める。

テーマ	多自然川づくりの検討について(仕組み)	ご意見番号	環境-10
		素案ページ	-

ご意見の概要

・多自然川づくりについては、住民や専門家の意見を聞き、議論できるシステムづくりが大切である。

○住民参加の仕組みについての考え方

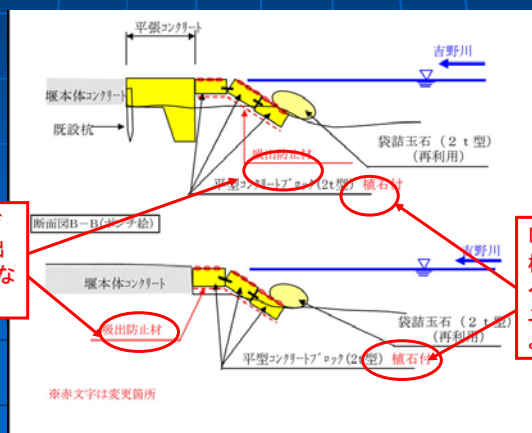
・多自然川づくりについては、国土交通省において、今後、必要に応じて地域住民の方のご意見も伺えるような仕組みづくりについても検討を進めることとしている。

・災害復旧工事など緊急性を要する工事の場合には、必要に応じて専門家の意見を伺いながら、河川環境にも配慮した構造となるよう検討していきたい。

テーマ	多自然川づくりの検討について(仕組み)	ご意見番号	環境-10
		素案ページ	-

○住民参加の事例(平成17年度 第十堰補修の意見募集)

・意見募集の記者発表と同時に、ホームページで補修原案を公表しました。
 ・頂いたご意見と、それらを出来る限り設計に反映した「第十堰の補修工法」を公表しました。



「平型コンクリートブロック底面には吸出防止材が必要ではなからうか。」

「ブロックの表面に植石を行って、景観への配慮と同時にアユなどの餌場となるようにする」

※赤文字は変更箇所

テーマ	多自然川づくりの検討について(仕組み)	ご意見番号	環境-10
		素案ページ	-

○石工職人の方々を講師としてお招きし、現地で講習会を開催



上堰における青石張の組み方の説明

- ・過去の第十堰の補修に関する話、青石の入手方法、青石張の組み方などについて説明して頂きました。
- ・また、青石張の組み方や形状について解説して頂きました。

テーマ	河道内樹木の維持管理について	テーマ番号	維持管理-4
		素案ページ	87、88、90

ご意見

- ・川の中の樹木については、民間ボランティアをつかって伐採するべき。
- ・全県民の参加によって、河口から池田までの堤防に桜の木を植える事業をしてほしい。
- ・加茂第二地区の河川内の木を切つてはいけない説明して頂きたい。

テーマ 河道内樹木の維持管理について

テーマ番号 維持管理-4
 素案ページ 87、88、90

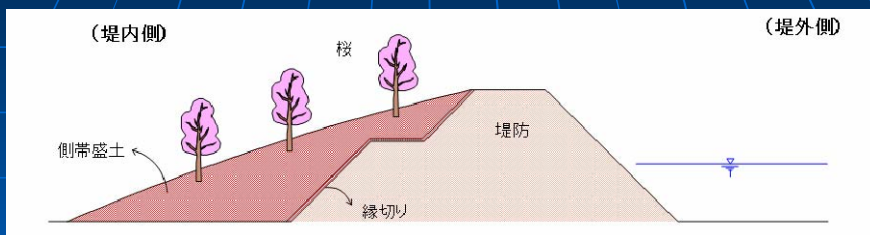
○河道内樹木の伐採状況



テーマ 河道内樹木の維持管理について

テーマ番号 維持管理-4
 素案ページ 87、88、90

○『桜づつみモデル事業』



※河川管理者は堤防側帯（水防活動時の土砂備蓄）の整備を、市町村は植樹（桜等）、その他施設の整備を行う。

テーマ	河川の適正な維持管理について	テーマ番号	維持管理-13
		素案ページ	-
ご意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷占用地(善入寺島を含めて)はすべて農薬の使用禁止や肥料の搬入、散布量の基準を設け制限してはどうか。 ・善入寺島には、下水の汚泥などが肥料として持ち込まれているが、それには有害な化学物質が含まれており、水質汚染につながるのではないかと。川に持ち込まれる肥料や農薬に対して管理してほしい。 ・小島橋から脇町大橋までの牧草地では、堆肥を積み込んで景観も悪く、糖尿病とかの問題が出てきます。何か解約や違約金のようなものをとれるのでしょうか。 			

テーマ	河川の適正な維持管理について	テーマ番号	維持管理-13
		素案ページ	-
<p>○肥料についての考え方 使われる堆肥は適量であれば、河川への影響は少ない。</p> <p>○過剰な施肥に対する対応について 現在、徳島県農林部局にて施肥の規制条例を策定中。 それを基に検討し、罰則等も今後制定される条例を適用。</p> <p>○堆積した肥料について 速やか鋤込み等を指導。</p> <p>○農薬について 農薬取締法等関係法令が使用者が遵守すること。 状況把握や行為者に対しての指導を行っている。</p>			
<p>平成18年11月14日【徳島新聞提供】</p> <p>県の肥料規制条例検討委 届け出基準案示す</p> <p>徳島県は十三日、農地での肥料の大量使用を防止する条例の制定に向け、豚ふん堆肥は年十三トン、鶏ふん堆肥は年七トン、牛ふん堆肥は年五トン、スズメバネ堆肥は年五トン、汚泥肥料は年三トン、外産肥料は年一トンをそれぞれ超える場合、届け出が必要とした。また、樹皮やチップなど不発資材を年間五十立方メートル以上まく場合も同様とした。</p> <p>委員は「普通の農家であれば通常これだけの肥料を使うことはほとんどない」「違反の判断や、案を取りまわす。」</p> <p>その場合の立ち入り検査は「かろうのか」などと質問。西崎和人農林水産部長は「あくまでも悪質な業者を取り締まるのが第一の目的」「ケースに応じて関係部局が連携して対応する」と答えた。</p> <p>十一月下旬から十月中旬にかけて県民から意見を募集（ペブリックコメント）した後、一月中旬に開く次回委員会で最終案を取りまわす。</p>			

テーマ	池田ダムにおける護岸の荒廃について	テーマ番号	維持管理-21
		素案ページ	-
ご意見			
<ul style="list-style-type: none"> 池田ダム中流の三好市池田町大和地区では、護岸の荒廃によって増水の度に危険が増大しているため、一度現地を見て調査して欲しい。 			
回答			
<ul style="list-style-type: none"> 大和地区につきましては、水資源機構において現地調査を行うとともにその後も巡視等で現地の状況を監視しているところです。当該地区の対策にあたっては、三好市(旧 池田町)をはじめ関係機関が協同して行う必要があると考えており、引き続き協議していきます。 また、今後、現地の状況についても巡視等により確認を行っていきます。 			

